別表第１

表

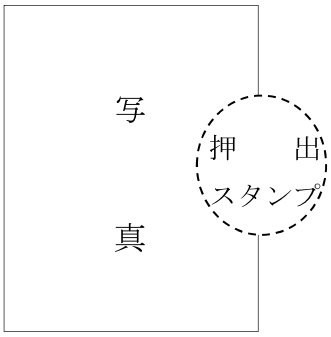
第　　号

文化財保護法第 39 条第２項の規定による証票

年　　月　　日発行

文化庁長官　印

文化財保護法第 38 条第１項の規定による国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行及び当該国宝の管理の責めに任ずべき文化庁の職員



官職氏名

年　　月　　日生

裏

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 38 条　文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合においては、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一　所有者、管理責任者又は管理団体が前２条の規定による命令に従わないとき。

二　国宝がき損している場合又は滅失し、き損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

第 39 条　文化庁長官は、前条第１項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

２　前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

３　前条第１項の規定による修理又は措置の施行には、第 32 条の２第５項の規定を準用する。

第 198 条　次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

一　第 39 条第３項（第 186 条第２項において準用する場合を含む。）において準用する第 32 条の２第５項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格 B6 とすること。